

理 事 会 次 第

令和6年6月7日(金)16:00～

岡山プラザホテル4階「烏城の間」

議 題

[協議事項]

[資 料]

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 会長、副会長、専務理事の選任について | 1 |
| 2. 代表理事の選任について | |
| 3. 業務執行理事の選任について | |
| 4. 地区副会長の選任について | 2 |
| 5. 協議員の選任について | 3 |
| 6. 日本塗装工業会岡山県支部との協定（案）について | 4 |
| 7. 岡山県鉄構工業会との協定（案）について | 5 |

[その他]

資料 1

会長、副会長、専務理事 選任案

役 職	理 事 名	備 考
会 長	荒木 雷太	
副 会 長	逢澤 寛人	会長指名
専務理事	岸本 雅博	

資料 2

地区副会長 選任案

役 職	理 事 名	備 考
副 会 長		(備前地区)
副 会 長		(備中地区)
副 会 長		(美作地区)

資料3

協議員 選任案

地 域	氏 名	商号又は名称	備 考
岡山東	藤 井 一 也	(株) フ ジ イ 建 材	
岡山西	岸 本 浩 二	岸 本 建 設 (株)	
	北 川 克 弘	(株) まつもとコーポレーション	
西大寺	石 原 彰 二	(株) 石 原 工 務 店	
和 気	安 達 政 司	(株) 西 山 組	
玉 野	住 吉 孝 文	児 島 建 設 (株)	
	安 田 和 徳	(株) 荏 田 組	
倉 敷	原 田 一 行	(株) ハ ラ ダ	
	清 水 修	(株) 西 神 建 設 工 業	
	藤 田 和 夫	藤 田 工 営 (株)	
	横 本 竜 一	(株) 横 本 組	
児 島	藤 原 一 茂	(株) 藤 原 組	
	白 神 巖	(株) 白 神 建 設	
吉 備	高 見 郁	土 井 建 設 (株)	
浅 口	平 方 謙 二	浅 口 建 設 (株)	
	福 市 吉 男	(株) 栄 宏	
笠 岡	千 神 正 也	中 国 興 業 (株)	
	板 本 栄 一	板 本 組	
井 原	名 合 憲 司	名 合 建 設 (株)	
矢 掛	吉 實 孝 志	(株) 矢 建	
高 梁	池 田 英 貴	(株) 池 田 建 設	
	中 村 浩 巳	中 村 建 設 (株)	
新 見	宮 田 素 明	熊 野 建 設 (株)	
	田 口 薫	田 口 建 設 (株)	
真 庭	小 椋 正 一	(株) 大 和 建 設	
	金 平 哲 郎	(株) 金 平 工 務 店	
津 山	近 藤 一	(株) 近 藤 組	
	下 山 歩	(株) 下 山 組	
	高 山 尚 明	(株) 五 月 工 建	
	宮 城 慎 一	(株) イ ー テ ッ ク	
	川 上 昌 俊	美 北 建 設 (株)	
	中 江 克 志	(株) 大 和 建 設	
美 作			
建 部	結 石 公 裕	アサヒ 防 災 工 事 (株)	
	佐 藤 敦	(有) 佐 藤 建 設 工 業 所	

資料 4

一般社団法人岡山県建設業協会と一般社団法人日本塗装工業会岡山県支部との要望連携に関する協定書（案）

一般社団法人岡山県建設業協会（以下「甲」という。）と一般社団法人日本塗装工業会岡山県支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が緊密な相互の情報連携を促進し、陳情ルートやスケジュールを整備し、陳情を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。なお、連携してとりまとめる要望（陳情）事項は、甲の利益に反しないものに限る。

- （1） 会員の意見や要望の汲み上げに関する事
- （2） 陳情ルートの整備に関する事
- （3） 相互の陳情スケジュールの調整に関する事
- （4） 効率的な陳情の為の情報共有に関する事

（連携事項推進のための協議等）

第3条 連携事項を効果的に推進するため、甲、乙は、定期的に協議を行うものとする。

2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。

3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲、乙から書面による申し出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙のいずれかが協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(他団体からの協定締結への対応)

第6条 他の業界団体等から本協定への参加希望があった場合、甲及び乙は、その対応について協議しなければならない。

(代表者変更の場合の協定の効力)

第7条 第4条の規定にかかわらず、甲の会長又は乙の支部長に変更があったときは、本協定は終了する。この場合において、甲及び乙は、再度、本協定と同趣旨の協定の締結について、協議するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関する疑義等が生じた場合、甲、乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 岡山県岡山市北区平和町5番10号
一般社団法人岡山県建設業協会
会 長 荒木 雷太

乙 岡山県岡山市北区今1丁目1番32号
一般社団法人日本塗装工業会岡山県支部
支部長 小森 卓也

資料 5

一般社団法人岡山県建設業協会と協同組合岡山県鉄構工業会との要望連携に関する協定書（案）

一般社団法人岡山県建設業協会（以下「甲」という。）と協同組合岡山県鉄構工業会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が緊密な相互の情報連携を促進し、陳情ルートやスケジュールを整備し、陳情を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し協力する。なお、連携してとりまとめる要望（陳情）事項は、甲の利益に反しないものに限る。

- （1） 会員の意見や要望の汲み上げに関する事
- （2） 陳情ルートの整備に関する事
- （3） 相互の陳情スケジュールの調整に関する事
- （4） 効率的な陳情の為の情報共有に関する事

（連携事項推進のための協議等）

第3条 連携事項を効果的に推進するため、甲、乙は、定期的に協議を行うものとする。

2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。

3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲、乙から書面による申し出がない場合は、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲、乙のいずれかが協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(他団体からの協定締結への対応)

第6条 他の業界団体等から本協定への参加希望があった場合、甲及び乙は、その対応について協議しなければならない。

(代表者変更の場合の協定の効力)

第7条 第4条の規定にかかわらず、甲の会長又は乙の理事長に変更があったときは、本協定は終了する。この場合において、甲及び乙は、再度、本協定と同趣旨の協定の締結について、協議するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関する疑義等が生じた場合、甲、乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 岡山県岡山市北区平和町5番10号
一般社団法人岡山県建設業協会
会 長 荒木 雷太

乙 岡山県岡山市北区富田317-3
協同組合岡山県鉄構工業会
理事長 妹尾 一人